

箕面市新市立病院整備支援業務委託

仕 様 書

1 業務名

箕面市新市立病院整備支援業務委託

2 委託概要

本業務は、令和6年3月に策定した「新市立病院整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づく新病院の整備にあたり、別途発注する「箕面市新市立病院整備事業」の事業者（以下「整備事業者」という。）及び令和6年3月に決定した指定管理者である「医療法人協和会」（以下「指定管理者」という。）と調整し、設計・施工・開院準備の各段階で必要な建築計画（ハード面）と運営計画（ソフト面）の整合を図り、病院内の各部門における運営手順等の検討、医療機器等の整備計画や医療情報システムの整備計画の策定及び移転計画の検討を支援する業務である。

なお、本業務の遂行にあたっては、「箕面市新市立病院整備CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託」の受託者と十分に連携し、かつ必要な協力を行い、円滑に業務を遂行すること。

3 委託期間

契約締結日から令和11年3月30日まで

4 新病院整備の想定スケジュール

令和6年11月	～	令和7年8月	基本設計
令和7年9月	～	令和8年3月	実施設計
令和8年4月	～	令和10年8月	建設工事
令和10年9月	～	令和10年12月	開業準備
令和11年1月	～	令和11年3月	開業後の調整

※スケジュールは、今後の状況により変動する場合がある。

5 本業務に配置する従事者の資格要件等

本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）については、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの資格者を有し、かつ、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに契約履行が完了した一般病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項に規定する一般病床をいう。）300床以上の病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう。）の新築に係る整備支援業務（基本設計以降の支援）を履行した実績を1件以上有し

ている者を配置すること。統括責任者は、受託者（共同参加の場合はその代表者）に3か月以上在籍している者であること。

6 業務内容

(1) 運営計画策定支援

基本計画を踏まえ、新病院設計支援（基本計画内容の意図確認等）、新病院の詳細運用の検討支援、人員配置、業務委託、物流計画等の検討支援等を行う。

- ① 詳細運用計画の策定支援（新病院運用フローの検討）
- ② 詳細運用計画と基本設計・実施設計内容の調整支援
（整備事業者との調整、基本計画内容の意図確認）
- ③ 院内物流計画策定支援
- ④ 開院に向けた各種申請、許可、届出、報告等必要書類の作成支援
（現病院の廃院に向けた各種申請等の必要書類の作成支援を含む）
- ⑤ 開院に向けたその他運用調整支援（資料作成含む）

(2) 医療機器等整備計画策定支援

令和5年度に実施した医療機器現有品調査結果や基本計画を踏まえ、設計内容と整合した医療機器及び什器備品（以下「医療機器等」という。）の整備内容・レイアウトの検討支援、整備事業者の設備条件との調整、整備予算との調整、整備仕様策定・導入支援を行う。

- ① 医療機器等整備リスト・予算案の策定
- ② 医療機器等に係るレイアウト作成支援、設計・建築内容との調整支援
- ③ 医療機器等整備予算との調整支援（性能比較、ベンチマーク、市場価格等の調査を含む）
- ④ 医療機器等整備仕様書の策定、事業者選定支援、搬入設置据付等の調整支援
- ⑤ 医療情報システム・建築設備工事との取り合い調整支援
- ⑥ 資産台帳整理と不要医療機器等の廃棄支援

(3) 医療情報システム整備計画策定支援

基本計画を踏まえ、電子カルテシステム等医療情報システムやネットワーク等整備計画の策定支援、建設工事との調整、整備予算との調整、整備仕様の策定・導入支援を行う。

- ① 医療情報システム整備計画（整備構成等）の策定
- ② ネットワーク等情報インフラ計画の策定支援（別途工事扱いのもの）
- ③ 医療情報システムに係る設計・建築内容との調整支援（ネットワーク・端末配置・サーバ配置等）
- ④ 医療情報システム等整備予算案の策定

- ⑤ 医療情報システム整備仕様書の策定、事業者選定支援、搬入等の調整支援
- ⑥ 医療機器等・建築設備工事との取り合い調整支援

(4) 移転計画策定支援

新病院への移転・開院に向けた実施計画の検討支援を行う。

- ① 総合調整支援業務（移転前後の診療体制検討支援）
- ② 患者移送計画策定支援
- ③ 移転業務仕様策定・選定支援、連携支援
- ④ 物品移転計画策定支援（医療機器・情報システム搬入等との調整、移転業者との調整）

(5) その他整備支援に関連する業務

業務の実施に伴う会議、ヒアリング、打合せ等（以下「会議等」という。）の運営、必要な調査、検証、資料の作成及び報告書の作成を行う。

① 会議等の運営支援

本業務の実施にあたり必要になると想定される会議等に要する回数・日数等は次のとおりとする。

また、各会議・調整等に伴い相応に発生する資料作成等の社内業務も合わせて見込むこと。なお、これらは入札額の積算のために参考として示すものであり、指定するものではない。

- ・事務局との定例会議 2回以上/月
- ・病院幹部会議 1回以上/月
- ・病院幹部ヒアリング 3回以上/年
- ・医療機器整備計画に係る事務局との定例会議 1回以上/月
- ・情報システム等整備計画に係る事務局との定例会議 1回以上/月
- ・部門別個別ヒアリング
 - 設計ヒアリング 4回（8日/回）以上
 - 建築総合図ヒアリング 2回（8日/回）以上
 - 運用関連現場協議 3回（8日/回）以上
 - 医療機器関連現場協議 3回（8日/回）以上
 - システム関連現場協議 3回（8日/回）以上
 - 移転関連現場協議 2回（8日/回）以上
- ・部門別・部門間協議 12回/年以上
- ・その他事務局からの求めに応じて実施する会議、打ち合わせ

② その他事務局から指示する支援業務に必要な調査、検証、資料の作成及び報告書の作成

7 成果品

成果物等については次を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、発注者の指示によるものとする。

(1) 成果品

- | | |
|---------------------------|------|
| ① 業務報告書（参考資料、カタログ、データを含む） | 依頼部数 |
| ② 各種会議・協議記録等 | 1部 |
| ③ 電子データ | 3枚 |

本業務の実施にあたり作成した全ての資料等の電子データ（CD-R又はDVD-R）

※注意

ア 納品するCD-R又はDVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本版と同じタイトルを付したフォルダやファイルを作成し、焼き付けること。

イ 成果物のファイル形式は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定すること。

(2) 成果品の審査

- ① 業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。
- ② 成果品の検査において、監督職員から訂正等を指示された場合には、受託者の責において、直ちにこれを訂正しなければならない。
- ③ 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、監督職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(3) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、全て発注者に帰属する。受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務において、発注者の方針や意向を十分に理解し、関連する各分野における専門性と高い技術力を有する者を随時、適切に配置し、良質かつ安定的な支援を提供するものとする。
- (2) 受託者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることが最大の任務と捉え、本業務を実施するとともに、発注者との高い信頼関係及び倫理性の保持を徹底すること。
- (3) 受託者は、箕面市及び豊能二次医療圏の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。

- (4) 受託者は、箕面市新市立病院整備支援業務委託にかかる一般競争入札説明書における所定の条件を備えるとともに、本業務の実施にあたり関係法令及び条例等の遵守を徹底すること。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た一切の情報を発注者の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務に関する費用は受託者の負担とする。
- (7) 業務に必要な資料及びデータを貸与された場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後速やかに発注者に返却しなければならない。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に書面により発注者の承諾を得るものとする。
- (9) 本業務は、令和10年12月までの新病院開業を前提としたものであるが、諸般の事情により新病院開業が令和11年1月以降になることが見込まれる場合は、本業務の契約期間も延長することとする。この場合、本仕様書に定める業務内容もあわせて見直し、業務量に変更が生じない場合は契約金額を据え置くものとする。
- (10) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、発注者と受託者の協議のうえ定め、監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること